**たかす北保育園　重要事項説明書**

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

１　事業者の運営主体

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者の名称 | 郡上市 |
| 事業者の所在地 | 岐阜県郡上市八幡町島谷２２８ |
| 事業者の電話番号・ＦＡＸ | Tel　(0575）67-1121　　　Faｘ（0575）67-1711 |
| 代表者氏名 | 山川　弘保 |
| 条例の目的に定めた事業 | 郡上市保育所の設置および管理に関する条例  郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 |

２　施設の概要

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 保育園 | | | |
| 名称 | たかす北保育園 | | | |
| 所在地 | 岐阜県郡上市高鷲町ひるがの4670番地258 | | | |
| 電話番号・ＦＡＸ | ０５７５－７３－２０３７（FAX　同番号） | | | |
| 施設長氏名 | 臼田　まゆみ | | | |
| 開設年月日 | 平成7年4月1日 | | | |
| 利用定員（年齢別） | 乳児 | 1・2歳児 | ３歳児以上 | 計 |
| ５ | １０ | ３０ | ４５ |
| 取扱う保育事業 | 通常保育・延長保育・一時預かり保育・子育て支援 | | | |

３　施設・設備の概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 敷地面積 | | 3,600㎡ | |
| 園舎  (保育園) | 構造 | 鉄筋コンクリート造り平屋建て | |
| 延床面積 | 780㎡ | |
| 施設設備の数と面積  (保育園) | 乳児ほふく室 | １室 | ４７，６㎡ |
| 保育室 | ３室 | １３６，５㎡ |
| 遊戯室 | １室 | １４８，８㎡ |
| 調理室 | １室 | ㎡ |
| 調乳室 | １室 | ㎡ |
| トイレ | 小便器  大便器 | ㎡  ㎡ |
| 事務室 | １室 | ㎡ |
| 屋外運動場 | | １箇所 | １，０００㎡ |

４　施設の目的、運営方針

|  |  |
| --- | --- |
| 目的 | 保護者の就労などで保育を必要とする乳幼児に対し適正な保育を提供することを目的とする |
| 運営方針 | １　当園は、良質な水準かつ適切な内容の保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指す。  ２　当園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、保育を提供するよう努める。  ３　当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。  ４　当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。 |

５　職員体制

|  |  |
| --- | --- |
| 園長 | １人　（資格：有） |
| 園長補佐 | １人　（資格：有） |
| 主任保育士 | １人　（資格：有）園長補佐兼務 |
| 保育士、幼稚園教諭 | ３人　（資格：有） |

６　保育を提供する日

|  |  |
| --- | --- |
| 開所日 | 月曜日から土曜日（土曜日は希望保育） |
| 休所日 | 国民の休日・祝日・日曜日  年始休日（1月2日、3日）  年末休日（12月29日～12月31日） |

７　保育を提供する時間

1. 開所時間

|  |  |
| --- | --- |
| 月曜日から金曜日 | 午前7時から午後７時 |
| 希望保育日 | 午前7時から午後７時 |

（２）保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

|  |  |
| --- | --- |
| 月曜日から金曜日の保育時間 | 午前7時から午後6時 |
| 希望保育日の保育時間 | 午前7時から午後6時 |
| 延長保育時間 | 午後6時から午後7時 |

（３）保育短時間認定に関する保育時間（８時間）

|  |  |
| --- | --- |
| 月曜日から金曜日の保育時間 | 午前８時から午後４時 |
| 希望保育日の保育時間 | 午前８時から午後４時 |
| 延長保育時間 | 午前7時から午前８時、午後4時から午後7時 |

８　利用料金

|  |  |
| --- | --- |
| 保育料 | 別に定める |
| 副食費 | 3歳児以上児1か月3700円  （年収360万円未満相当世帯は副食費免除） |
| 延長保育料 | 1時間　100円 |
| 一時預かり保育料・給食料 | 3歳未満児　800円／半日　　1600円／一日  3歳以上児　500円／半日　　1000円／一日　　給食1食200円 |

９　支払方法

|  |
| --- |
| ○保育料・副食費は口座引き落とし  ○一時預かり保育料・延長保育料は納付書支払い |

10　提供する保育の内容

|  |
| --- |
| 子ども・子育て支援法、郡上市保育所の設置及び管理に関する条例、郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、郡上市子どものための教育・保育給付に関する規則、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、保育を提供する。  今までの家庭的な雰囲気を大切にしながら縦の関係のよさを生かし養護・教育両面で計画的に保育を行います。 |

＜毎日の保育の流れ＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 時間 | 未満児 | 幼児 |
| 7:00  7:00 | 開園  保育標準時間（11時間）開始  順次登園 | 開園  保育標準時間（11時間）開始  順次登園 |
| 8:00  9:30 | 保育短時間（８時間）開始  順次登園  おやつ  遊び（室内外）・散歩 | 保育短時間（８時間）開始  順次登園  ・なかよし遊び（室内外）  ・クラス活動 |
| 11:15 | 食事 | 片付け |
| 11:30 |  | 食事 |
| 12:00 | お昼寝 |  |
| 13:00  14:00  14:30 | 目覚め  おやつ | 遊び  クラス活動  おやつ |
| 15:20 | 順次降園 | 順次降園 |
| 16:00 | 保育短時間終了 | 保育短時間終了 |
| 18:00  19:00 | 保育標準時間終了  閉園 | 保育時間標準終了  閉園 |
|

＜保育計画（年間）＞

年度開始時におしらせします。

＜クラス編成＞

※園児数によっては複式クラスになる可能性もあります。

|  |  |
| --- | --- |
| 年齢 | クラス名 |
| 1・2歳児 | すみれ組 |
| ３歳児 | たんぽぽ組 |
| ４歳児 | さくら組 |
| ５歳児 | ひまわり組 |

11　給食等について

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 提供内容 | | | |
| おやつ | 給食 | | おやつ |
| 主食 | 副食 |
| ０歳児 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| １歳児 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ２歳児 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ３歳児 |  |  | ○ | ○ |
| ４歳児 |  |  | ○ | ○ |
| ５歳児 |  |  | ○ | ○ |

＜給食の提供にあたって＞

|  |
| --- |
| ・たかす保育園より搬入  ・主食持参（年少・年中・年長）。未満児は園で提供 |

＜アレルギー対応について＞

・医師の診断書提出が必要

・個別対応(代替食)

12　保護者に用意していただくもの

1. 入園時にご用意いただくもの

|  |
| --- |
| 着替え、帽子、鞄、マスク、歯ブラシ・コップ、おやつ用コップ、主食用弁当箱、箸（スプーン・フォーク）、ハンドタオル、上靴・等 |

（２）毎日持参いただくもの

|  |
| --- |
| 通園バック、出席ノート、連絡ノート、おたより袋、給食用具、ハンドタオル |

1. 服装について

|  |
| --- |
| 1. カラー帽子をかぶせて登園させて下さい。 2. 服装は自由です。但し動きやすく、生活しやすい服装で登園させて下さい。スカート・タイツ(トイレが使いづらいです)・つりズボン・ベルト等は避けて下さい。パーカーは、遊具に引っかかり首を絞めたりすることも考えられますので避けて下さい。 3. 屋外では靴（外履き・運動靴）、室内では白の上靴を使用します。 4. 登降園のサンダル(クロックス)は、不可とします。 |

13　登園・降園について

登園、降園にあたっては、次の点に留意してください。

|  |
| --- |
| 駐車場から園内に入る時は、必ず手を繋いで、玄関まで送って来て下さい。（車の出入りがあり危険です。）お迎えの時も、必ず手を繋いでください。  ＊兄姉のお迎えは、安全確保の為、お断りします。必ず大人の方が迎えに来て下さい。 |

14　保育園と保護者との連携について

|  |
| --- |
| * 1. 園児の様子等個人への連絡は、連絡ノート・電話で行います。   2. 保護者の勤務先・緊急時の連絡先・携帯電話・住所が変わった時は、速やかに園へ連絡をお願いします。   3. 欠席をする時は、直接園へご連絡下さい。   4. 園からの連絡方法   ・園便り・・・　毎月一回発行。行事予定や保育目標などが書いてあります。  ・給食献立表･･　1ヶ月の献立が書いてあります。  ・お知らせ・・・お伝えしたいことをその都度書面でご連絡します。  ・連絡ノート・・園指定の物を使います。園での様子や家庭からの連絡・相談などに活用します。読んだらチェックをしてください。  ・緊急時連絡・・・メール配信します。（入園してから登録していただきます。） |

15　健康診断、健康管理について

（１）健康診断

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施します。

・内科検診（入園前１回、入園後年２回）・歯科健診（年１回）・尿検査（年１回）

・耳鼻科検診（年長児　年１回）

（２）健康管理、病気の時の対応

　　子どもに体調の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

16　感染症対策について

**伝染病予防のための出席停止期間**

|  |  |
| --- | --- |
| 病　　名 | 出　席　停　止　期　間 |
| インフルエンザ | 発症した後５日を経過し、かつ解熱した後３日を経過するまで |
| はしか | 解熱した後、３日を経過するまで |
| おたふく風邪 | 耳下腺の腫れが出てから５日を経過し、症状が消失するまで |
| 三日ばしか（風疹） | 発疹が消失するまで |
| 水ぼうそう（水痘） | すべての発疹がかさぶたになるまで |
| 咽頭結膜熱 | 主要症状が消退した後、２日を経過するまで |
| 溶連菌感染症 | 医師の診断による |
| 手足口病 | 医師の診断による |
| 百日咳 | 特有の咳が消失するまで |
| 伝染性紅班(リンゴ病) | 医師の診断による |

○上記以外の病気でも医師により出席停止の指示があった場合は、園まで連絡

17　嘱託医

以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関の名称 | つるだクリニック |
| 医　院　長　名 | 鶴田　貴志夫 |
| 所　　在　　地 | 岐阜県郡上市高鷲町大鷲２０４９－１ |
| 電　話　番　号 | （０５７５）７２－００２０ |

18　嘱託歯科医

以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関の名称 | 中村歯科医院 |
| 医　院　長　名 | 中村　正彦 |
| 所　　在　　地 | 岐阜県郡上市白鳥町白鳥１２８－１ |
| 電　話　番　号 | （０５７５）８２－４２６２ |

19　地域防災拠点、広域避難場所

|  |  |
| --- | --- |
| 地域防災拠点 | 高鷲北小学校グランド |

　　保育所近隣の地域防災拠点は次のとおりです。

|  |
| --- |
| 1. 警報発令時等は、メール配信にて連絡します。 2. 気象・交通・道路の状況を判断して、園児が安全に帰宅できると認めた場合は、速やかに帰宅させます。状況によっては保護者の方に連絡してお迎えなどの協力をお願いいたします。 3. 帰宅が難しいと認められる場合や保護者に連絡が取れない場合は、園や安全な場所で連絡がつくまで待機します。 |

20　緊急時における対応

＜近隣の緊急連絡先＞

|  |  |
| --- | --- |
| 高鷲地域振興事務所 | （０５７５）７２－５１１１ |
| 高鷲駐在所 | （０５７５）７２－５０１４ |
| 高鷲北小学校 | （０５７５）７３－２５３３ |

21　非常災害時の対策

|  |  |
| --- | --- |
| 防火管理者 | 臼田　まゆみ |
| 避難訓練 | 年間12回実施 |
| 防災設備 | 消火器　７本　　非常通報装置・非常ベル設置  非常口5か所　　設備点検年2回 |

22　賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 保険の種類 | スポーツ振興センター災害共済給付金制度 |
| 保険の内容 | 医療費  医療保険並の療養する費用の4/10を給付  ※ 1/10は療養に伴って要する費用として加算されたもの  ・高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められている）に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額を給付 |
| 障がい見舞金  ＜治った後に障がいが残った場合＞  ・障がいの程度に応じて、3,770万円（第1級）から82万円（第14級）を給付  ・ただし登園中の場合は、1,885万円から41万円を給付 |
| 死亡見舞金  ・2,800万円を給付  ・ただし運動などの行為と関連しない突然死及び登園中の場合は1,400万円を給付 |
| 掛金 | 保護者負担年額　２１０円 |

23　業務の質の評価について

|  |  |
| --- | --- |
| 園の自己評価 | 自己評価　年2回実施 |
| 園の外部評価 | 園評価アンケート　年１回実施 |

24　苦情相談窓口

　　要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 相談・苦情受付担当者 | 園長補佐　田仲　茂光 |
| 相談・苦情解決責任者 | 園　長　　臼田　まゆみ |
| 第三者委員  （たかす北保育園評議員） | 川端　伊津美　児童民生委員  蓑島　照代　主任児童委員 |

受付方法：面接・電話・文書などの方法により、相談・苦情を受け付けていま

す。又玄関の入り口にご意見箱を設置しています。

25　地域の育児支援について

|  |
| --- |
| 子育てサロン（かっこうサロン　毎月1回）　　　　児童館行事（年４回）  子育て相談　(随時受付)  一時預かり・園庭開放（月曜日～金曜日　午前９:00～16：00） |

26　法令順守責任者の設置

|  |  |
| --- | --- |
| たかす北保育園長 | 臼田　まゆみ |